

令和 7 年第 1 回定例会
斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 5 日
午前 9 時 0 0 分開議
於 斑 鳩 町 議 会 議 場

1, 出席議員（11名）

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	12 番	木 澤 正 男
13 番	奥 村 容 子		

1, 欠席議員（1名）

11 番 濱 眞理子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係	長	吉 川 也 子
--------	---------	---	---	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 惠 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	子育て支援課長	佐 谷 容 子
住 民 課 長	峯 川 敏 明	都市建設部長	上 田 俊 雄
都市創生課長	福 居 哲 也	上下水道課長	岡 村 智 生
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教委総務課長	仲 村 佳 真		

1, 議事日程

日 程 １． 一般質問

〔１〕 １２番 木澤議員

１． 水道・下水道管の劣化等に伴う道路の陥没について

- （１）道路に空洞がないか調査をする必要があると考えるが町の見解は。
- （２）水道の経営が企業団へ統合されたが、今後、水道管の破裂や漏水等による道路の陥没やそれに巻き込まれる自動車等への被害が発生した際の対応についてはどうなるのか。

２． オストメイト対応のトイレについて

- （１）公民館等に設置されている簡易型のオストメイト対応トイレの改善・充実について。

３． ふるさと納税について

- （１）ふるさと納税の目的とメリット・デメリットについて。
- （２）ふるさと納税制度に対する町の認識と、この間の町の管理・運営体制の推移について。
- （３）近隣自治体との実績の比較について。
- （４）地元住民との連携による地域活性化の取り組みについて。

４． 私道への下水道管の敷設について

- （１）当該地域の状況とこの間の住民との協議の経緯について。
- （２）私道に下水道管を敷設する際の考え方と必要な手続きと、その私道の所有者が不明もしくは連絡がとれない状況である場合の対応について。
- （３）下水道管敷設工事の許可取得手続きは本来、町が行うべきものと弁護士より指摘を受けたが町の見解は。

〔２〕 １３番 奥村議員

１． 命と健康を守るために避難所生活の改善を

- （１）避難所での生活環境改善のために町のＴ（清潔で安全なトイレ環境）Ｋ（温かい食事を提供するキッチンの設置）Ｂ（熟睡できるベッド環境）の取り組みについてお伺いします。

２． 戸籍への氏名の振り仮名記載に向けた準備状況について

- （１）戸籍への氏名の振り仮名記載に向けた準備状況と、住民への通知等に係る周知・相談等への対応について。

〔 3 〕 4 番 小城議員

1. 災害時における協定先との連携について
 - （ 1 ） 災害協定を結んでいる団体について。
 - （ 2 ） 平時の時にどのような連携を図っているのか。
 - （ 3 ） 今後考えているカウンターパートについて。
 - （ 4 ） 災害対策の強化について。
2. 町独自の観光について
 - （ 1 ） 観光客の滞在時間を延ばし、町内消費を増やすための観光プランの検討について。
 - （ 2 ） 町独自の観光 P R （ S N S 活用、デジタルツアー）を強化する考えは？
 - （ 3 ） 空き家を活用したゲストハウスや地域交流スペースの整備を進める考えは？
 - （ 4 ） 今後の展望について。

〔 4 〕 2 番 齋藤議員

1. こどもまんなか社会の推進について
 - （ 1 ） 子ども・若者の意見を聞く体制について。
 - （ 2 ） 子ども施策策定に子どもや子どもを養育する者などの意見の反映について。
 - （ 3 ） こども計画の策定について。
2. ひとり暮らし高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりについて
 - （ 1 ） ひとり暮らし高齢者の人数について。
 - （ 2 ） ひとり暮らし高齢者見守りの取組みについて。
 - （ 3 ） 高齢者の日常生活への支援について。
 - （ 4 ） 住居支援体制の整備について。
 - （ 5 ） ひとり暮らし高齢者の孤独孤立支援について。
3. 町民の声を反映した J R 法隆寺駅南側地区のまちづくりについて
 - （ 1 ） J R 法隆寺駅南側地区のまちづくりの基本的な考え方について。
 - （ 2 ） J R 法隆寺駅南側地区のまちづくりに要する費用及び収支見通しについて。

(3) 町民の声を反映した町民参加のまちづくりについて。

4. 学校図書館の読書環境の整備について

(1) 学校図書館の蔵書について。

(2) 学校図書館へ新聞紙配置について。

(3) 学校図書館の学校司書配置について。

(4) 児童生徒の本に触れる機会増加について。

〔5〕 1 番 溝部議員

1. マイナンバーカードの更新について

(1) マイナンバーカードは2025年に更新時期を迎える方が多いと予想されていますが、斑鳩町ではいかがでしょうか。

(2) (1) に向けての体制、環境整備について。

2. 学校施設のトイレ環境の向上について

(1) 以前にトイレの床を湿式床から乾式床にかえてはどうかと提案しました。その際モデル的に施行計画と答弁されていましたが、検証結果について。

(2) 今後の方針、計画について。

〔6〕 11 番 濱議員

1. P F A S 汚染について

(1) 発がん性の恐れが指摘されるP F A Sによる高濃度の汚染がひろがっています。健康への影響が大きな問題となり、住民に不安がひろがっています。汚染の調査や基準、健康被害等についての基本的な情報をお聞きます。

(2) 現在進められている国の現況はいかがですか。

(3) 奈良県や斑鳩町での取り組みをお聞きます。

(4) 人体への血中濃度検査についての取り組みについてお聞きます。

(5) 産業廃棄物処理等の汚染源以外に懸念されている「人工芝」の町内の設置についてお聞きます。

(6) 住民への健康対策についてお聞きます。

2. 児童発達支援 放課後デイについて

(1) 発達障害のある子どもさんを「放課後デイに通わせたい」と希望されて

いる保護者から相談を受けました。通所に関する情報をお伺いします。

施設数や施設の受け入れ状況もおききします。

(2) 受け入れの条件等はどのようなことがありますか。

3. 障がい者・高齢者・妊産婦等の優先駐車スペース利用について

(1) 町内や近隣施設に「優先駐車スペース」が設置されていますが、利用時に批判的な目で見られる事もあり苦慮されていると聞きます。駐車時に提示するやさしいステッカー配布等検討できませんかお聞きします。

〔7〕 5 番 伴議員

1. 学校施設の整備について

(1) 学校の老朽化対策について。

(2) どのように小・中学校の整備を考えておられるのか。

2. 臨時財政対策債について

(1) 今の利用状況について伺う。

(2) 今後の当町の考え方について伺う。

〔8〕 10 番 宮崎議員

1. 安全安心の町づくりについて

(1) 万代の車の出入について。右折入場はしないとのことでは？

(2) 不審者の通報について。把握して住民に知らせているのか？

(3) 道路陥没事故について。老朽化の水道管の入れ替わりは？

(4) カーブミラーの掃除及び角度について。見づらいカーブミラーが多い。
管理は？

(5) 災害時に実動する人間は？

2. 道路工事について

(1) 電気、ガス、開発業者、自治会など道路工事（舗装）を行い、移管道路や補修工事の検査を行っているのか。

(2) 指名停止された工事は何年前の工事。

(3) 工事に町の監督員、検査員、町長の決裁があり、業者に工事費が支払いされているが、町には責任はないのか？

(4) 全ての工事をもう一度検査するべきではないのか？

1，本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

なお、濱議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 皆さんおはようございます。それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

1点目は水道・下水道管の劣化に伴う道路の陥没についてです。

今ですね、水道・下水道からの漏水・破裂等により道路が大きく陥没するなどの問題が報道で取り上げられ、住民の中で不安が広がっています。

1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は、当初の報道では、発生当時の穴は直径およそ10メートル、深さ5メートル程度であったものが、3日後には周辺の崩落などにより直径40メートル、深さ15メートルほどにまで拡大しました。

陥没の原因は下水道管の腐食による可能性が指摘をされています。

また、2月6日に愛知県名古屋市で起きた道路の陥没事故については、道路に深さ1メートルの穴が開き、走行中の車のタイヤがはまって動けなくなるというものでした。

名古屋市上水道局によると、周辺で老朽化した水道管の工事を行っていて、陥没した部分は事故が起こる半月ほど前に一度掘られた場所であり、周辺で行われていた水道管工事の施工ミスが原因だと発表されています。これら以外にも水道管が破裂して道路から水が噴き出している事故等が報道されています。

このように、水道下水道管の破損や、それに関わる工事の影響で道路が陥没するなどの危険性がクローズアップされ、住民の中で不安が広がっており関心も高いことから、今回、質問に取り上げさせていただきました。

では、まず1点目ですが、こうした報道を受け、道路に空洞がないか調査をする必要があると考えますが、町の見解についてお尋ねいたします。

○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) おはようございます。水道管公共下水道管の劣化等に伴

う道路の陥没について、また管理についてのご質問でございます。

まず、水道管の劣化等による道路陥没の発生についてでございます。水道管が破損して漏水が発生すると、その水圧により周囲の土砂が流されて、道路内に空洞が発生し陥没が生じます。陥没の原因となる主要な水道管の漏水事故を防ぐため、毎年度、計画的に漏水調査を実施いたしております。

漏水調査として、町内の老朽管を対象に音聴調査により漏水箇所を特定し、事前に修繕を行います。この漏水調査業務につきましては、奈良県広域水道企業団に統一後も継続し、漏水対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道管の劣化等による道路陥没についてでございます。下水道管が破損した場合は、破損箇所から下水道管の中に周囲の土砂が流れ込んで空洞ができ、車両の通過時など重みや振動で陥没が発生いたします。

陥没の原因となる管の破損等を早期に発見するための点検として、マンホール内部の目視調査を計画的に毎年度実施いたしております。

調査の結果、マンホール内に異常な侵入水や土砂等の堆積物を発見した場合は、下水道管内用カメラ装置により破損箇所を特定し、下水道管の補修を行うなどの対策を講じます。

斑鳩町は平成4年から下水道整備に着手し、法定耐用年数に達していない管渠のため、調査において陥没の原因となるような事例は発生しておりませんが、今後も点検・調査を継続し、計画的な下水道の維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○12番（木澤正男君） 部長のほうから、「現在でもそういった水道管・下水道管の調査はしている」ということで答弁いただきましたが、報道等で取り上げられているところですね。同様に日常的な点検というのはされていたけども、今回のような大きな事故につながったのではないかなというふうに思うのですが、改めて、報道等を受けて全体を一斉点検するとかいう新たな対応は別に必要ないというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 国・県等におきまして、管径2メートル以上の管については点検を早急に行うという通達が行われており、斑鳩町内においてそのような大きな管渠についてはございませんので、対応はいたしておりません。

ただし、日常的に今、下水道部局の説明をさせていただきましたけども、道路部局におきまして、月1回の道路パトロールはさせていただいておりますので、その中で陥

没等があれば対応するという事で、両部局、協力して事故のないように尽くしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 道路パトロールを行っていただいているのは私も知ってますけども、あれは普通にパトロールをして上から見るだけで、目視だけで確認できるものなんでしょうかね。道路の陥没というと、下に空洞があって道路がぽっとへこんでしまうということだと、上から見ても分からないと思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 道路パトロールについては、車でパトロールする場合と歩行でパトロールする場合の2パターンがございますけども、歩行で確認する場合については、道路の陥没前の小さな穴が発見できる場合がございますので、そういった穴を注視してパトロールをするといったことでございます。

その中で、予兆というものがありますので、そういったことを注視しながらパトロールしてるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それで防げるということであれば問題ないんですが、斑鳩町でも数年前に服部道で水道管の破損から道路の下の土が流れてしまって、ガスボンベを積んだトラックだったと思いますけど、後輪がすぽとはまってしまったという事故があったと思うんですけど、あれは未然には防げなかったんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 令和2年に発生いたしました服部道での水道管の漏水に伴う事故についてでございますけども、早朝で150のVP管の漏水のために、かなりの水圧で周りの土砂が流されていったと。また、横に大きな水路があったために、その水路に土砂がずっと流れ込むような状況にありましたので、土砂の流れ込む量についてもかなり多く流れ出して大きな陥没に至ったという経緯でございます。

また、漏水の事故が早朝でございましたので、発見までに、また職員がそこに向かうまでに時間がかかっております。その間に車はその陥没のところに通過したということで事故が起こっております。

そのために、現在では当然、漏水が起こった場合につきましては、早期に連絡を受けて、職員がそこに到達して通行止めの対応を行うというようなマニュアルで実施いたし

ております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。そういった日常的な点検と早急な対応ですね。でもって、やはり大きな事故につながらないように、今後も管理をしていていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そしたら2点目なんですけども、今、水道の経営が企業団に統合されましたが、今後、水道管の破裂や漏水等による道路の陥没や、それに巻き込まれる自動車等への被害が発生した際の対応についてはどうなっていくのか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道管の劣化による道路陥没のその被害・対応についてのご質問でございます。

水道事業は令和7年4月から奈良県広域水道企業団への移行により、水道事業の資産及び負債を企業団に譲渡し、現在の三井水道庁舎で企業団斑鳩事務所として業務を行います。

4月以降の水道管の破裂や漏水等による道路陥没などへの対応も、企業団斑鳩事務所の職員で対応を行うことになり、大規模な被害の場合は、企業団本部に連絡し、近隣の企業団事務所や企業団本部からの応援を受けて対応することになります。

水道管の破損が原因で道路陥没が発生し、自動車等に被害が発生した場合は、企業団において補修や補償などの対応を行うことになります。 以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでは道路の管理も水道の管理も町のほうでしたので、対応のほうもまだスムーズと言ったら変ですけども、今度は経営がまた変わってしまいますので、今きちっと部長のほうからも、「原因がその水道のほうにあるんやったら企業団の対応になる」ということで答弁いただきましたので、その辺のところも対応は早急に当たっていただきたいと思いますけども、後々の事後の対応については、きちっと企業団のほうとも相談をしながら進めていていただきたいと思いますというのと、あと、今、まだ企業団の出先が町のほうで職員さんが対応されていますので、早急な対応はできると思うんですけど、これが今後、後々企業団に移行していったときにですね、この対応というのがどういうふうになってくるのかちょっと心配なんですけど、そこはどう考えたらよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 今、答弁させていただきましたように企業団斑鳩事務所として業務を行っている間につきましては近隣にあるということと、斑鳩町の職員がまだそこに派遣として行っているということで、連携は密にできるということでございます。また、10年、年月がたちまして統合されていきました場合につきましては、企業団として道路占用者として扱いますので、他の占用者、例えば、大阪ガスやN T T、関西電力と同様に道路管理者の立場から指導もしくは協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町はそうして指導していくという立場ではあるんですけど、現場への対応という点でいうと、町の職員さん、出先機関ではなくなってしまうと。要は統合してどこかに行ってしまうと対応が遅れるんじゃないかなという心配なんですけど、そこは町としても、例えば、企業団のほうに連絡があれば、町のほうにも連絡があって、別にその出先機関はないけども、町の職員さんが来て、駆けつけて対応してくれるのかとか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 道路管理者という立場から、道路占用者について補修や補償を行っていただきますけども、駆けつけたり現場に確認させていただくのは道路管理者としての責務にもなってまいりますので、いち早く駆けつけて、占用者が来るまでの対応や確認等については、今も道路管理者のほうでやっておりますので、同じような対応になると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、私も企業団のほうの議会でも同様の質問をさせていただきましたけども、向こうの回答としては、「もう業者に委託します」という話だったんですけど、今、町のほうからはそういうふうに「水道のほうの経営責任はないけども、きちっと道路管理者として早急な対応していただける」という答弁をしてくれましたので安心しました。

今後、やはりこういう問題というのは起こっていくやろなと。起こってはあかんことではありますけど、そうした際の対応についてはやはり経営体が変わることによって住民の皆さんの中に不安もありますので、今後も丁寧な早急な対応をしていただきますように要望しておきます。

そうしましたら2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、オストメイト対応のトイレについてです。こちらについては昨年3月の議会で、公共施設へのオストメイト対応トイレの設置についてということで質問をさせていただきましたが、その際の町の答弁では、「町のバリアフリー推進計画に基づいて、エリア内の公共施設は対応済みである」との答弁をされました。

その際にですね、便座のこの後ろ側に蛇口が付いているタイプ、「簡易式」というふうに呼ばせていただきますけども、そのタイプですと、そもそもそれがオストメイト対応トイレであることが分からなかったり、使い方が分からなかったりする可能性が高いということで、当時、私が質問させていただいたときは、分かりやすい表示をしていたくように改善の要望をさせていただきました。

それでその後、前回の質問のやり取りも含めまして、相談いただいた方に状況をお伝えしたところ、その後、その相談者の方は、中央公民館のオストメイト対応トイレを確認に行かれたそうです。

しかしですね、確認した結果、その方からは、さっき言った簡易式のタイプでは「とてもじゃないけど使えない」という感想が寄せられました。

実際に人工肛門、ストーマ保有者の方がストーマにたまった便を捨てる際には、このおなかの辺りに設置しているストーマをつけた状態で便を排出されるそうで、便座の後ろに蛇口が付いているタイプ、この簡易式のタイプですと、便を捨てる際に、この便器に向かって中腰になって膝をついた状態で作業しなければならず、その姿勢を維持したままストーマから便を絞り出し、なおかつ洗浄するという作業は膝や腰を痛める可能性があるとのことでした。

その方はですね、自宅のトイレでは便座に座った状態で便の排出作業ができる便座の前が広がっているタイプの便座を設置しており、なおかつそれにはホースタイプのシャワーが横についたという機器を使っておられ、通常の洋式トイレであれば、便座を交換することで比較的、安価で設置できるということを教えていただきました。

実際にその資料もいただいたので、担当課のほうにも資料をお渡しさせていただきましたが、今後、いわゆるその簡易式のタイプについては、私は新しい便座を交換していくタイプに改善していただきたいなというふうに思っているんですが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） オストメイト対応トイレに関するご質問です。

現在、公民館等に設置しているオストメイト対応トイレは、役場庁舎や公民館など6

施設において重点的に優先して、当該トイレを設置する施設として、斑鳩町バリアフリー構想の特定事業計画における建築物特定事業に位置づけ設置したものでございます。

また、当該トイレの設置に当たりましては、スペース等も限られる中、既存の便器に設置できる省スペースで、かつ、より最適な製品を選択し、平成30年度から令和3年度にかけまして設置したものでございます。

こうした中、ご質問者のご紹介の製品は便座を換えるだけのものであり、そして座ったままでパウチの処理ができるというもので、現在、町が設置している設備に比べて、中腰による体への負担や、便座、便器、衣類などを汚してしまう不安が少ないという当時、整備したものにはなかった製品でございます。

こうした利用者にとっては利用しやすい製品が新たに商品化されているところであり、まずは利用ニーズがある中央公民館におきまして、この製品の設置のため、現在、発注の準備を進めているところでございます。

また、その他の施設におきましても、既存のオストメイト対応トイレの経過年数などの状況も踏まえまして、より一層、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けまして、順次、計画的に更新してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） お伝えしたところ早速、中央公民館のほうで設置を予定していただいているということで、早い対応ありがとうございます。

今後も順次、計画的に更新をしていっていただくということですので、いっぺんに全部というわけにはいかないと思いますので、順次、新しいものに換えていっていただけますように。

ただ、先ほど言いましたように、今ついてるやつはその方に言うと、「とてもじゃないけど使えない」とおっしゃってましたので、できるだけやはり早く換えていっていただきたいなと思いますので、これをお願いをしておきます。そうしましたら2点目は以上で終わります。

それでは、次の質問3点目ですが、3点目はふるさと納税についてです。

先日、町内の農家の方から相談がありまして話をお聞きしたのですが、その方はふるさと納税の返礼品として、ご自分のところでの収穫物を出品されておられるのですが、近年、返礼品としての出品数が減ってきていたり、また、斑鳩町のふるさと納税の寄附額全体についても、その方独自に調査をされておられまして、町全体の寄附額も斑鳩町は減少傾向にあることを心配されておりました。

またですね、「以前は町の職員がふるさと納税の返礼品の受付等の作業をしてくれており、町に連絡をすれば素早い細かな対応をしてくれたが、今、業者委託になりまして使い勝手が悪くなった」との不満の声を漏らしておられました。

このふるさと納税については、制度ができてから結構な年数がたちますが、予算決算の審査の中では、町外からいただく寄附額よりも、むしろ町外へ出ていく寄附額のほうが多くなっているという傾向が強く、斑鳩町にとってこのふるさと納税制度をうまく活用できていないという印象を強く感じています。

ただですね、せっかくある制度なので活用できるとうまく活用し、町の地域活性化の取り組みにつなげていくべきだというふうに考えております。

こうした状況の下ですね、改めてこのふるさと納税制度について、この間の制度運用の流れや町の考え方等について、この際、確認をさせていただこうと思い、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは、順にお尋ねしていきたいと思います。

まず1点目ですが、ふるさと納税の目的とメリット・デメリットについてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税の目的とそのメリット・デメリットについてのご質問です。

初めに、ふるさと納税の目的です。ふるさと納税制度は、自分の生まれ育ったふるさとや自分で選択した地域を応援できる制度として、税収が多い都市部と過疎化などにより税収が減少している地域との地域間格差の是正の観点を含め、平成20年に創設されたものでございます。

寄附者はこの制度を利用することで、寄附を行った金額に応じて所得税や住民税の控除を受けることができます。また、多くの自治体では、寄附者に対して地域の特産品などを返礼品として提供しております。

このことから、自治体にとっては財源の確保や地域のPRに役立ち、納税者にとっては税負担の軽減や地域貢献の機会になっているものでございます。

次に、自治体におけるふるさと納税制度のメリット・デメリットですが、そのメリットは、全国的に広く寄附を募ることができ自主財源の確保ができることや、地域の特産品や体験ツアーなどを返礼品として提供することから、地域の活性化やまちの魅力発信ができることなどが挙げられます。

一方、デメリットは、返礼品に費用がかかってしまうことから、その結果、地方全体として税収が減少してしまいます。

また、返礼品で特に人気のある肉類や海産物など数多く取り扱うことができる自治体に寄附金が集中するなど、地場産品の種類や数が少ない自治体との格差が拡大している点が挙げられます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、答えていただいたとおりなんですけども、先日、総務常任委員会の中で税制改正の説明がありましたが、その中で、ふるさと納税については今、国から認定を受けなければ取扱いができないというふうになっているとのことでしたが、中には国の規定に違反している自治体などがあるというふうにお聞きしていますが、この間の経緯と現在の仕組みがどうなっているかについて、教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税制度に係る経緯等についてのご質問です。

ふるさと納税制度の導入後、平成24年度に寄附控除対象額のいわゆる自己負担額が2千円に、平成27年には寄附文化の醸成を目的として、特例控除割合が住民税所得割の1割から2割へと改正されました。

これらの改正によりまして、ふるさと納税がより身近なものに変わったものの、徐々に寄附者に対する返礼品の過剰な競争が問題視されるようになり、本来の趣旨である地域貢献よりも返礼品目当ての寄附が増加するという課題が浮上をいたしました。

このような背景から、制度の健全な運用を図るため、総務省では各自治体に制度趣旨に沿った適正な募集を求めるとともに、令和元年度にふるさと納税の指定制度を導入されたところでございます。

次に、指定制度の概要です。総務省が基準を満たす自治体を指定し、その自治体のみがふるさと納税の対象となるというもので、指定対象外の団体に対する寄附は特例控除の対象外になるという制度でございます。

また、基準のいずれかに適合しなくなると認められたときは、指定が取り消されるものとなっております。この基準は、返礼品の価格を寄附額の30%以下とすることや、募集経費総額を寄附額の50%以下とすること、返礼品を地場産品に限定することが示され、地場産品基準についても厳格化されたところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君）　ありがとうございます。よく分かりました。

制度が創設されて、先ほど、部長もおっしゃったようにもう取り合いになってしまっているという状況ですね。だから当然、一定のルールを設けて平等な取扱いをしていたくのは、斑鳩町としても国に対して求めていくべきだというふうに思いますし、本来の趣旨からそれたような過激な競争というのは、私はこの制度の取扱いとしてはふさわしくないんじゃないかなというふうに思っていますが、後ほども触れますが、できるところ、うまく活用して地域の活性化につなげていくところはきちっと活用していくべきだなというふうに思ってるんです。

そんな中、3点目の質問になりますが、近隣自治体との実績の比較についてですね、最初に申しあげました相談者の方が、近隣自治体のこの数年間のふるさと納税の額を調査されて、斑鳩町は傾向的に減ってきているよというふうにおっしゃったので、その点について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　近隣自治体との寄附額の実績についてのご質問です。

初めに、斑鳩町の寄附額の推移でございます。

令和3年度は高額の寄附があったことから3,050万5千円、令和4年度は1,904万6千円、令和5年度では1,734万円と現在は減少傾向になっているところでございます。

次に、西和7町における令和5年度での実績を見てみますと、一番多い団体で7,600万円程度、次に、5,700万円程度、本町を除くその他の団体は400万円から1千万円程度となっております。

また、近年の傾向でございますが、本町及び2町においては減少傾向にあり、その他4団体は増加傾向にございます。

増加傾向にあるこれら団体を見ますと、ひとつの返礼品のみで数千万円の寄附額を集めているなど、地場産品の中でも特に人気のある返礼品があり、その結果、寄附額が伸びている状況にございます。

一方、本町におきましては、残念ながら寄附金が1千万円を超えるような返礼品が現状なく寄附金額も減少傾向になっているところでございます。

そうしたことから、他の自治体の取り組みなども参考にしながら、既存の返礼品のさらなるPRや本町の特色を生かした返礼品の開発について模索してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 取り扱う品、もともと特産で出していたものが、その品だけで1千万円を超えるというようなものについては、なかなか斑鳩町は持ってないというのが主な要因だということをでしようけど、もともとないのはもう仕方がないですけど、今、見てますと、商工会さんなんかいろいろな業者さんと連携しながら特産品の開発なんかも進めていただいていると思うんですが、それはまだそうした効果というのは、このふるさと納税では現れてはこないんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今、質問者もおっしゃっていただいたように、現在、斑鳩町では商工会さんとともに斑鳩ブランドという商品を開発をしております、そのPRに努めているところでございます。

そうした商品の中から、今後、ふるさと納税で返礼品として提供いただけるようなものが出てきましたならば、その趣旨にもあったものでございまして、大変、歓迎するところでございますが、現時点においてはまだそこまでに至っていない状況でございます。

今後、それら斑鳩ブランドにつきましても、いろいろとPRをさせていただきながらそのような形で活用できればというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 商工会さんのほうとも連携しながら町も努力をされているというのは認識していますので、引き続き、やはり制度をいい意味で活用していけるように取り組みをお願いしておきたいと思います。

次、4点目になるんですけども、地元住民との連携による地域活性化の取り組みについてということですが、先ほど、質問の冒頭でも述べましたように、町民の方より、業者委託されたことによって、以前との対応の違いや不満の声が上がっているんです。

例えばですね、申込みについては7月31日が締切りとなっておりますけど、今まででしたら、締切りになっていて、それが8月の2日、3日にいっぺんに来るというようなことで対応ができなかったり、品物がないからもう注文を止めてほしいといって業者に連絡してもなかなか対応が遅いというような声をお聞きしております。

そうした点の対応も含めて、町としてどのように考えているのか見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地元住民さんとの連携による地域活性化の取り組みについて

のご質問です。

ふるさと納税の返礼品の提供は、町内事業者の方と町と双方の協力があって初めて成り立つものでございます。

本町では現在、23事業者の方々に協力をいただいております、返礼品として120品の提供をいただいているところでございます。

返礼品の提供につきましては、事業者の方にとっても地元の特産品として知名度向上やブランド力強化、新たなビジネスチャンスを生み出すなどの効果が期待でき、地域の活性化にもつながるものと考えています。

また、地域活性化の取り組みといたしましては、地域の体験型プログラムや宿泊券を返礼品として提供することで、観光客の誘客にもつながるものと考えており、今後とも、事業者の方々と連携・協力して、返礼品の開発・拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税事務の運営体制についてです。新年度から委託事業者を変更する予定で進めており、各事業者の発注につきましては、これまでの月2回から今後は毎日1回となるよう変更するもので、在庫管理や発送準備をより計画的に行えるものと考えております。

また、これまで各事業者が行っていた返礼品の発送に伴う発送業者の手配や返礼品代金の請求につきましても、委託事業者が行うこととなり、返礼品提供事業者の業務負担の軽減が図れるものと考えております。

町といたしましても、返礼品の提供に当たりできる限り事業者の負担軽減を図りながら、ともに地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、答弁を聞かせていただくと、具体的な部分でも一定、改善を行っているということで、確認をさせていただきました。

やはりですね、なかなか相談者の方も言っていましたけど、業者さんに直接言っても、なかなか対応してもらえないというケースがあるみたいで、そこはやはり町が間に入ってですね、きちっと事業者さんと委託業者さんとの間をつないで、丁寧な対応ができるようにしていただきたいというふうに思います。

そうした改善ポイントについては、やはり事業者の皆さんにきちっとお伝えして、皆さんの声も聞いているし、きちっとそういう対応も町はさせていただいてますよというのをお伝えするのは大事だというふうに思いますので、今後もやはり事業者の皆さんの負

担軽減また要望に対して、できるだけ対応できるような形で町も業者に対する指導というんですかね、契約内容によると思うんですけど、改善していただきたいなと思います。

ふるさと納税の制度自体については、実態のないような、さっき言ったむちゃな競争に参加していく必要はないというふうに思うんですけど、やはり地域の活性化につながるという点では非常に活用できる制度だというふうに思いますので、引き続き、町内業者さんと連携をしながら、この制度の充実・活用を進めていただきますようお願いをしておきます。以上で、この質問については終わります。

そうしたら4点目の質問ですね。4点目につきましては、私道への下水道管の敷設についてです。

この間、とある地域の下水道接続の問題について、その地域の自治会長さんより相談が寄せられてきました。

その地域は、全部で10数軒ほどの未接続住宅があるんですが、そこに通じている道路が私道になっており、今の状態では下水道管の敷設工事が行えないというものです。

以前にですね、下水道事業について町と協議を行ったという経緯もあるのですが、私道の所有者と連絡が取れず下水道工事の許可が取れないため、町の工事ができないというのが現在の状況です。

そうしたことからこの間、地域の自治会長さんやその地域の住民の方と一緒に下水道課のほうにも行きまして、ではどうすればいいのかということを相談させていただいてできました。

その際に町は、「その地域の住民の皆さんで法的な手続きを行い、私道の使用許可を取ってきてくれれば町も工事ができる」という説明をされてきました。

そしてですね、その地域の方でどのような法的な手続きが必要なのか、一度、弁護士に相談してみようということで、先日、町の無料法律相談に行かれたところ、弁護士の方より、「そこに居住されている住民によって法的な手続きをすることは可能だが、下水道工事というのはライフラインの整備であり、本来は行政が行うべきものじゃないか」との指摘というかアドバイスを受けたとのことでした。

住民にとってですね、法的な手続きを行わなければならないとなりますと、いろいろな意味で相当な負担になると思われます。

そうしたことから、下水道接続のためのハードルが高く、その手続きを町で行うことができないのか。また、弁護士からの指摘について、町はどのように考えるのか、町の

見解を確認したいと考え、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは順にお尋ねしたいと思います。

まず、当該地域の状況と、その地域の住民の皆さんとの町とのこの間の協議の経緯について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 私道、いわゆる私道の下水道整備と協議の経緯についてのご質問でございます。

私道敷の道路につきましては、町の「私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱」に基づいて、公共下水道の整備を進めております。

一般的な例で説明させていただきますと、まず、私道の沿線にお住まいの方々に、前面道路は公道でなく私道であることと、私道に公共下水道管を埋設するための要件を説明いたしております。

次に、その要件となる私道に面するお住まいの方々から、私道内公共下水道敷設申請や私道となる道路の所有者、権利者等に公共下水道管の埋設の下水道管敷設承諾書と、私道敷使用貸借契約書を提出していただくこととなりますが、大抵の場合、町により沿線にお住まいの方々に説明し、書類等をいただいております。

また、私道敷地の所有者等に対しましても、沿線にお住まいの方の代わりに協議を行い、承諾をいただける場合には、諸手続きを町において行っております。

議員がご質問の地域につきましては、所有者の所在が不明で承諾をいただけないことから、沿線にお住まいの方々に、下水道工事ができない旨の事情を説明するとともに、今後の対応として、関係する住民の方々により法的手続きが必要になることをお話させていただいているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それ、だいたいいいですけど、いつ頃の話、最初に協議されたのはいつ頃の話なのかというのと、あと、下水道への加入の承諾については、先ほど10数軒あるというふうに申しあげましたが、そこは全て承諾をされているのか、その点について確認させていただきます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 工事につきましては令和3年の工事ですので、令和3年から地元に入り諸手続きをさせていただいております。

それと、承諾書につきましては、まだ一部の方にいただいておりますけども、全てが

そろっている状況ではございません。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうですか。ちょっと私の認識と違うところがあったんですが、承諾については、私は全てされているのかなと思っていましたけど、全てではないということですね。はい。

ただ、今、相談いただいている中では、皆さん「加入したい」ということでお聞きをしていますので、そういう意向なのかなというふうに理解はしておりますが、なかなか進まないという状況ですね。

そうしたら次、2点目についてお尋ねいたします。

2点目は、私道に下水道管を敷設する際の考え方と必要な手続き、また、その私道の所有者が不明もしくは連絡が取れない状況である場合にはどのような対応が必要なのかについて、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 私有地道路に公共下水道を整備するに当たっての考え方と、所有者と連絡が取れない場合の対応についてのご質問でございます。

まず、公共下水道の整備における私道への考え方につきましては、先ほど、説明させていただいたとおり、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱により、沿線にお住まいの方々からの申請と土地所有者の承諾をいただき、整備を進めることとさせていただいております。

次に、所有者と連絡がつかない所有者不明の場合でございます。私道敷地の沿線にお住まいの方々の代わりに、町により登記簿の住所地の市町村への問合せや、ほかの道路占有者である例えば、ガス会社やN T Tなどと共有して所有者の情報を得るなど、所有者の所在確認に努めますが、それでも所有者の所在が分からない場合につきましては、関係する住民の方々により法的手続きを行ってもらわなくてはなりません。

町においても、継続して私道の沿線の方々の代わりに調査や私道敷地の所有者の探索に努めますが、不在者不明に関わる法的手続きは受益者となる沿線にお住まいの方々で行っていただく必要があるため、公共下水道の整備要件が整うまで、浄化槽等の他の汚水処理施設をご利用いただくことになります。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そういう答弁ですが、3点目、「下水道工事の許可の取得手続は本来、町が行うべきものじゃないのか」との弁護士さんよりの指摘があったとのこと

ですが、これについては町はどういうふうに考えますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 公共下水道における私道の不明所有者の手続きについてのご質問でございます。

ライフライン等を他人の土地に設置する際の方法では、令和３年に民法の改正により、第２１３条の２において、「継続的給付を受けるための設備の設置権等」の要件が明確化されております。

その民法２１３条の２第１項では、「土地所有者は、他の土地に設備を設置しなければ、ライフライン等の継続的給付を受けることができないときは、他の土地に設備を設置し使用することができる」と規定されております。

ただし、同条第３項において、今、説明いたしました第１項により、「他の土地に設備を設置する者は、あらかじめその目的・場所及び方法を土地等の所有者に通知しなければならない」と規定されております。

さらに同条第５項では、第１項の規定により、「他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害に対して償金を支払わなければならない」と規定されております。

このことから、道路に隣接する土地所有者が道路の所有者に対し設備を設置し使用するためには、その目的、場所及び方法を通知しなければなりません。

また、通知する相手の居場所が不明な場合は、通知するために裁判所に申立てを行い、裁判所から相手に通知を行う公示送達の手続きが必要となってまいります。

さらに、公示送達においても連絡が取れない場合には、工事の施工承諾を求める訴訟を提起することになってまいります。

以上のことから、民法上の手続きを設備を使用する土地所有者、すなわち私道敷地に隣接する方々で行っていただかなければなりません。

これらについては、町においても顧問弁護士に相談・確認を行っております。ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 下水道、そもそも工事をするのは町がするんですよね。なのにその住民さんが使用許可の手続きを取らなければいけないというのがどうも分からないんですけども、そういうふうになっているということなんですね。

先ほど、部長が「一部」というふうにおっしゃいましたけど、私がお聞きしている中では、皆さん加入したいと思ってらっしゃるということなので、接続をすれば、町とし

ても有難い話じゃないのかなと思うんですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町としても公共下水道の整備・促進につきましては鋭意努力しており、皆さんに公共下水道を使っていただきたいという気持ちで整備をいたしております。

また、つなぎたいとおっしゃっている沿線の方につきましては、早く公共下水道を使っていたるように努めているところでございますが、どうしても個人の財産・権利等につきましては慎重に取扱いをしなければならないという点もございますので、今こういう形になっているということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） つないだ先の方が、「いや、もうええねん」と、「わしはつながへん」というふうにおっしゃってはるんやったら別なんですけど、「つなぎたい」とおっしゃってるのであれば、町が手続きを行って加入してもらおうということについて、金銭的な負担などの面から考えても、柔軟に対応していくことはできないのかなというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 土地の所有者に直接お会いしたり、連絡が取れる場合につきましては、その沿線の方々に代わり町が説明し、また承諾いただけるように努力しておりますが、不明の場合につきましては、やはり先ほど申しましたように個人の権利に関わってきます。またそれを裁判としての訴訟という形になりますと、やはり個人の財産、公共下水道がすることによってその土地の財産の価値についても変わってくるものでございますので、慎重に取り扱っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 受益者というと住民も受益者かもしれませんが、町も受益者の一部に入るんじゃないかなというふうに思うんです。

そうしたことから、町としてもできる限り協力をして、その部分についてやはり住民さんにとって法的手続き、訴訟を行っていくというのは非常にハードルが高いというふうに思いますので、町としてもできるだけ協力をして進めていただけるように、今後とも住民さんと協議をしていっていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 現在の段階で、できる限りの相談もしくはアドバイスをさせていただいて、また手続きもさせていただいております。

やはり先ほども申しましたように、裁判所への訴訟と手続き等になりますと、やはり個人との申請していただかなければならない部分もございますので、今後、継続して相談やいろいろな観点で町も早く公共下水道が引けるような、いろいろな対策等についてはさせていただきたいと思っておりますけども、やはりそのハードルが少し今ありますので、その対策については、今現在では住民さんのほうでやっていただかなければならないと。

また、今まで整備したところで、自治会を挙げてそういったことに取り組んで、私道敷を公道にしたという事例もございますので、その部分も含めて参考にさせていただけるかどうか分かりませんが、アドバイスしながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私のほうですね、町の答弁に対して法的根拠を覆せるだけの今、材料を持っておりませんので、この議論はここまでにしておきたいというふうに思いますが、こういう問題というのはここだけじゃなしにほかにもあるケースやというふうに思いますし、つないでいただくことで町にとってもプラスになるというふうに思いますので、今後も引き続き、この問題については議論していきたいなということを申しあげて、ここで終わっておきます

以上で、私の一般質問について終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員

○13番（奥村容子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、「命と健康を守るために避難所生活の改善を」ということで、避難所の生活環境改善のために、町の清潔で安全なトイレ環境「T」でございます。また、「K」として温かい食事を提供するキッチンの設置、「B」として熟睡できるベッド環境の取組みについてお伺いをいたします。

政府は2月14日、被災者支援の充実などを柱とする災害対策基本法等改正案を閣議決定をいたしました。災害関連法制に福祉の視点が盛り込まれるように推進をされました。

2024年元日の能登半島地震では、石川県内の死者数518人のうち災害関連死者

数が290人に上り、直接死を上回っております。助かった命を救うための方策が喫緊の課題となっております。

日本では、災害が起きるたびに被災者は避難所で厳しい生活を強いられるのが現状でございます。自然災害が激甚化・頻発化する中で、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への危機意識も高まっております。避難所の環境改善を急がねばなりません。

昨年11月の15日に、坂井学防災担当大臣は、避難所の環境について、発災から48時間以内に、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準が満たされるよう、自治体に必要な支援を行っていく考えを示しました。

このスフィア基準と申しますのは、被災者の尊厳ある生活を守るための理念や考え方とともに、衛生や生活環境について、最低限満たすべき具体的な指標を示しております。

例えば、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3などと記されており、避難所運営の目安として活用できます。

ただ、避難所運営は被災した自治体を中心となっていくため、自治体だけでは人員や財源の確保が難しく、最低限の環境を整えられないという懸念がございます。

国が前面に立ち十分な支援を行っていくべきでございますけれども、災害はいつ起こるか分かりません。

斑鳩町として、他自治体に先駆けまして、災害の場合住民の避難所となる町内の小・中学校の体育館、また、すこやか斑鳩・スポーツセンターにエアコンを設置していただいたことは本当に感謝いたします。

能登半島地震では、避難所となった学校の体育館にエアコン設置がされていなかったため、避難者は寒さに震え、インフルエンザやコロナウイルス感染症に罹患する人が多く出たとのことでございます。

さて、令和7年1月18日、19日にわたりまして、日本赤十字北海道看護大学災害対策教育センターが極寒の北海道で停電・断水環境での避難所演習を実施をされました。

この演習は、後援団体である避難所・避難生活学会が環境改善のために提唱してきた「T」清潔で安全なトイレ環境、「K」温かい食事を提供するキッチンの設置、「B」熟睡できるベッド環境をテーマに、今回の演習は、国として着手し始めたTKB対策の歩みを加速させるためのものということでございます。

まず雑魚寝演習が行われました。2日間、暖房を消した状態の体育館の床はマイナス0.3度。氷の上に立っているような状態で、その上にブルーシートを敷いて毛布を敷いて、アルミ製のエマージェンシーブランケットをかけて休んでみたら、体験した看護

師は、「毛布をかけても一気に体の熱が奪われる感じで、数分で限界である。アルミ製のブランケットは動くだけでカシャカシャと音が出て、寝てられない」ということでございます。

避難所開設当初からベッドを導入することは欠かせないと痛感したとのことでした。

先月26日、岩手県大船渡市で発生した山林火災で、避難所に身を寄せる住民の方から、「床マットが薄く、冷え込んで寝つけない」とかお声があったとのことでした。

斑鳩町として、テントの備蓄とともに段ボールベッドの会社と提携を結ばれたと思いますが、避難所開設当初からベッド環境を整えることはできますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 避難所におけるベッド環境についてのご質問です。

政府の中央防災会議は、昨年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しました。最大の柱は、令和6年に発生した能登半島地震で高齢者など要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対応に福祉的な支援の必要性を明記されたことです。

具体的には、市町村に対して、段ボールベッドやパーティション等の避難所開設当初からの設置や栄養バランスの取れた適温の食事など、福祉的な支援の実施などに努めることを要請しています。

本町の段ボールベッド等の備蓄は、大規模の災害による長期避難を前提としたもので、その備蓄状況は、段ボールベッドは福祉避難所として開設する、生き生きプラザ斑鳩に5台を常時備蓄するとともに、日頃の保管場所の都合もあり、避難所全員に行き届くほどの数量を確保することが困難な状況の中、多くの避難所を同時に開設するような事態に備え、事業者との災害応援協定により、可能な限り早い段階で必要数を確保できるように努めております。

次に、パーティションは畳6畳分を区画する間仕切りユニットを180区画分、畳2.5畳分のテントのようなワンタッチパーティション、278張り分を備蓄して、台風の接近など、あらかじめ自主避難所として開設する避難所などに一定数を常時備蓄しているところでございます。

また、円滑な避難所の開設と運営を目的に、避難所担当職員を対象として実施する避難所開設訓練において、段ボールベッドやパーティション等の組立て設置についての訓練を実施しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。被災した季節が例えば冬であれば、冷たい床は被災者の方の体温を奪ってしまいます。協定を結んでいただいている事業所も町の中にあると聞いております。ベッドの搬入もしやすいのではと推察いたします。

被災された場合、災害が起こった場合、一刻も早い避難所への段ボールベッド搬入・セッティングができますように、これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、避難者の健康を守るための清潔で安心なトイレ環境です。トイレは衛生的である必要があります、水洗トイレが望ましいのですが、コンテナトイレやトイレカーがすぐに避難所に届くという備蓄はない現状がございます。また、仮設トイレもすぐに設置できない可能性もございます。

トイレの環境が劣悪な場合、被災者はトイレに通うのをできるだけ控えようと水分摂取を控え便秘になるなど、健康面で悪循環につながります。

また、トイレ設置場所も男女別にすることやプライバシーへの配慮、また被災者の安全・健康面を考え、寒過ぎるところや暗すぎる場所へのトイレの設置はやめるなど、配慮も必要でございます。

現在、備蓄をしっかりといただいておりますこの携帯トイレ設置でございますけども、この訓練も町のイベントのたびに設置訓練などもお願いしたいと思います。

町のお考えをお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 避難所におけるトイレ環境の整備についてのご質問です。

近年、大規模な災害により避難所生活が長期化する中で、衛生管理の不足などが原因と考えられる心身の不調や持病の悪化、感染症の拡大が問題となっています。

大規模な災害では、避難所の劣悪なトイレ環境が元でトイレの回数を減らそうと水分摂取を控え、健康被害を引き起こす恐れが指摘されているところでございます。

衛生環境の整ったトイレの確保は、水・食料の配給や避難場所の確保などとともに、命を守る上で重要な支援と認識しております。

そうしたことから斑鳩町では、ライフラインが寸断された場合に備え、避難所での衛生環境を保つため、災害用簡易組立トイレの備蓄に加えて、令和6年度から災害用携帯トイレ等を計画的に備蓄しているところでございます。

ご質問者もご指摘のとおり、平常時からの訓練や意識啓発は何よりも重要です。そうしたことから、トイレ等の設置訓練の実施につきましては、避難所担当職員を対象とし

て実施する避難所開設訓練で取り入れることや、住民向けとしては校区别防災訓練などにおいて取り組みを検討してまいりたいと考えております。

さらには、災害発生時の対応に際しては、女性をはじめ子どもや高齢者、障害者など、いわゆる災害要配慮者の視点に立った取り組みも必要です。

今後におきましても、関係機関などとも連携を図りながら、多様な声を反映した災害防災対策が講じられるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。小さいお子さんから若い女性、高齢者に至るまで、安心・安全に使えるトイレ環境を整えていただけますよう、よろしくお願いをいたします

3つ目に、温かい食事を提供するキッチンの設置です。過酷な避難所生活で、唯一リラックスできるひとときを、温かい食べ物を提供することで、冷え切った体や心まで温かくなるのではないのでしょうか。災害直後は自治体でそれを準備することは大変難しいことと思いますが、例えば、キッチンカー協会や町内事業者さんと協定を結んでおくなどできないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 温かい食事を提供する仕組みについてのご質問です。

大規模な災害が発生し、避難所での生活が長期間となった場合、栄養の偏りや運動不足などで体調を崩されて、最悪、災害関連死につながる可能性が指摘されています。

斑鳩町における避難所の食事提供についてですが、本町では、地域防災計画に基づき、食料は備蓄食料や調達によって確保するものとし、自主防災組織、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を提供する計画としています。

また、日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て、必要に応じて炊き出しを実施する計画としており、炊き出し場所は小・中学校、保育所など既存の給食施設を利用して実施することとなっております。

また、小・中学校には奈良県の災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書に基づき、社団法人奈良県高圧ガス保安協会からLPガスボンベが優先的に供給されることとなっています。

さらに、これらの施設におきましては、災害等により避難者用炊き出し等の必要が生

じた場合には、給食調理洗浄業務の受注者の協力をいただけるようにしているところでございます。

温かい食事は体温を保ち健康を維持するために必要なものですが、ただ、発災直後はそれを準備する状況は難しい状況にございます。ご提言をいただいたキッチンカー等の連携も含め、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

現在、町では斑鳩町栄養士会の協力の下、災害時、電気・ガス・水道が使用できなくなったとき、なるべく水を使わずに調理するレシピの考案や、防災クッキングの実演などにも取り組んでいるところですが、今後、町が開催する防災訓練において、炊き出し訓練等を実施することも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。極寒の2月の北海道で過酷な避難所運営の演習を体験された方たちは異口同音に、「避難所生活でいかに食事が大切なのかを肌で実感させられた」と、このように感想を述べておられます。身も心も温まり、ほっとできる食事を提供できるキッチンの設置をご検討いただけますよう、よろしくお願いをいたします。災害から助かった命をなくすことのないように、災害関連死をなくす取り組みを、町一体となって推進をしてまいりたい、このように思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

2つ目の質問でございます。戸籍への氏名の振りがな記載に向けた準備状況についてということで、住民への通知等に係る周知、相談等への対応について質問をさせていただきます。

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立をし、6月9日に公布されました。

これまで戸籍において氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され公証されることになりました。

改正法は令和7年5月26日に施行されます。戸籍に氏名の振り仮名が記載されるメリットは、1つに、行政のデジタル化の推進のための基盤の整備。行政機関が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記をされておりますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で特定のものの検索に時間を要していたところ、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることでデータベ

ース上の検索等の処理が容易になり誤りを防ぐことができますようになります。

2つには、本人確認資料としての利用です。氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を保証することが可能な場面が多くなります。

3つには、各種規制の潜脱行為防止です。金融機関等において、氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることでこのような規制の潜脱行為を防止することができます。

しかし、住民にとって本籍地のある自治体から郵送されてきた書類を見て困惑する方が、特に高齢者の方に多くおられるのではないのでしょうか。

また近年、横行している特殊詐欺のような詐欺行為により、届出をしなかったら罰則や罰金があるとか、自治体や法務省の職員を名のり詐欺があるとのことでございます。詐欺行為から住民の皆様を守るための手だて、また疑問点を受け付ける町の相談窓口の設置、そして事前の広報活動、戸籍への氏名の振り仮名記載に向けて、どのように体制を整えていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） 戸籍法の一部改正に伴う戸籍の氏名の振り仮名記載に向けた準備状況等についてのご質問でございます。

令和7年5月26日に施行されます、戸籍法の一部改正に伴う戸籍の氏名への振り仮名記載に当たり、現在、国の仕様・通知等に基づきまして戸籍総合システム等のシステム改修を全額国庫補助により実施しているところでございます。

また、国の仕様・通知等に基づく現時点の予定となりますが、今後、住民基本台帳ネットワークシステムから収集した戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を、斑鳩町に本籍がある本籍人の筆頭者へ通知はがきを郵送し、本籍人等におきまして、振り仮名の確認、届出等をいただくこととなっております。

届出につきましては3つの方法があり、ひとつ目としまして、マイナポータルからの届出。2つ目として、最寄りの市町村での届出。3つ目として、郵送での届出。いずれかの方法で届出をいただくこととなっており、改正戸籍法の施行日であります令和7年5月26日から1年を経過した日、令和8年5月25日までに届出がなかった場合には、市町村長が通知した振り仮名で登録し、戸籍に記載することとなっております。

通知書の郵送につきましては、改正戸籍法の施行日であります令和7年5月26日から3か月以内に送付することとなっており、今後、通知書に記載する内容につきまして精査しながら、通知の振り仮名が正しい場合は届出をしなくても、令和8年5月26日以降に通知に記載された振り仮名が戸籍にそのまま記載される旨を周知し、住民本籍人の負担及び本町の事務負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、議員おっしゃいますように通知書が郵送されてきたことにより、住民の皆様、特に高齢者の方などは困惑され、また詐欺などが発生すること考えられますことから、国（法務省）では各種広報媒体、メディアやホームページ等で国民に周知発信し、相談窓口としてコールセンターも設置されるとのことであり、本町としましても広報紙やホームページへの掲載等、周知を図るとともに、住民、本籍人の皆様からの相談や届出等につきましても、丁寧かつ適切に対応できるよう国庫補助の活用、人員配置も含め、体制を整え進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。住民課の職員さんの対応は常日頃から親切で分かりやすいと好評でございます。住民の皆様に分かりやすい対応、周知広報をよろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時15分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます

まず1点目といたしまして、災害時における協定先との連携についてというところで、近年、地震や台風・大雨など自然災害が頻発しており、自治体や企業、団体が連携して迅速に対応することの重要性が高まっています。

特に、今後、発生が懸念される南海トラフ地震では、広範囲にわたって甚大な被害が予想されております。迅速な支援や物資供給の確保が不可欠でございます。そのために

事前に協定を締結して、自治体や関係機関、民間企業が連携して適切な支援体制を構築することが求められています。

もちろん斑鳩町でもそれぞれの団体と締結を結ぶなどされていると思いますが、まずひとつ目といたしまして、現在、結んでいる先、内容等も教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害協定を結んでいる団体についてのご質問です。

現在、斑鳩町では人的・物的援助を受けられるよう３５団体と災害時の応援等に関する協定を締結しております。

主な災害協定の内容ですが、友好都市である兵庫県太子町、大阪府太子町、長野県飯島町のほか、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町、そして三重県伊賀市とは食料、飲料水等生活必需品の供給及びあっせんや、被災者の救援・救助活動及び応急復旧等に必要な資材の提供、救援・応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の一時受け入れなどを行う災害時等相互応援に関する協定を締結しています。

また、応急食料物資等提供に関する協定として、イオン株式会社西日本カンパニーとは、災害時における応急食料生活必需品の提供等について、奈良県農業協同組合とは米の調達について、敷島製パン株式会社とはパン類の調達について、ダイドードリンコ株式会社とは飲料水と必要な応急物資の調達について、市民生活協同組合ならコープとは応急食料及び生活用品等、必要な応急物資の提供について協定を締結しています。

さらに、大和紙器工業株式会社とはダンボール製簡易ベッド一式等の調達について協定を締結しております。

その他、災害時における避難所等施設利用に関する協定を法隆寺と締結し、ライフラインの応急復旧に関する協定、医療救護活動に関する協定や災害廃棄物等の処理に関する基本協定等を締結しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） ４番、小城議員。

○４番（小城世督君） ありがとうございます。非常にきめ細やかに行政各種団体、いろいろなところと締結を結んでいただいていることにまず感謝申し上げます。

しかしながらですね、協定というところですね、結ぶというのは双方の合意があればそこまで難しいことではないのかなと思います。結局のところ結んだ先に何があるのかというところが非常に重要になってくると考えます。特に、平常時の動きが重要だと考えております。

次の質問ですが、協定先と平常時、こういった連携を図っているのか、お伺いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 協定先との平常時の連携についてのご質問です。

現在、斑鳩町では災害協定を締結している団体との連携・強化を図るため、町防災訓練や法隆寺で実施する防災訓練の際にご出店等のご協力をお願いし、参加者等に対して協定内容の周知と実演による演習を行っていただいているところでございます。

その一例を申し上げますと、本年度、実施した町防災訓練では災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定を締結したトヨタユナイテッド奈良様に、ハイブリッドカーから給電の実演を行っていただきながら、その電気を利用して、斑鳩町栄養士会の皆さんが湯煎調理した防災食の展示、江崎グリコ株式会社の管理栄養士さんが監修した防災クッキングレシピの映像放映を行っていただいたところでございます。

町では、このように防災訓練等の機会を通して、各協定提携先の担当者と積極的にコミュニケーションを取りながら、災害時における活動が円滑に行える体制づくりに向けまして、平常時から顔の見える関係の構築に努めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、やはり提携先とこの平常時から顔の見える関係というのはすごく非常に大事なことなのかなと考えております。結んで終わりでは何も意味がないので、引き続き、こういった内容で平常時に連携していくかというのをさらに考えていただいて、町民を巻き込んだ形で町民も一緒に顔の見える関係というのを引き続き、お願いしたいと思います。

また、能登半島地震では生活再建が長期化しています。今後ですね、斑鳩町もさらなるカウンターパート、協定先が出てくると思いますが、町はどのように考えているか、お伺いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今後の災害応援協定についてのご質問です。

昨年1月の能登半島地震ではライフラインの復旧が遅れ、被災者の避難生活、生活再建の長期化が進んでおります。

改めて、避難所の生活環境改善をはじめ防災・減災に必要な車両や資機材の確保、高齢化の進展を踏まえた福祉的支援の充実などについて、地域経済の活性化や住民の防災

意識の浸透等に向けた平常時からの意識啓発、利活用も含めて検討する必要があるものと考えております。

今後、地域住民の安全・安心の向上を図るため、地域課題等を踏まえ災害発生時に必要とする災害応援協定について、引き続き、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今後も調査・研究を進めていただいくところなんですけども、例えば、去年の9月に社協と青年会議所と行政と、というところで三者が一堂に会してですね、行った防災の講義訓練等々がありました。

こういったところで、社協と青年会議所というのは協定結んでいますが、そこに行政はまだ入っていないという状況です。こういった二者結んでいるところとか、結ぶというようなことも今後、検討していただきたいと考えております。

やはり災害に関しても行政が賄える部分というところと、そうでない部分というところ、多方面から町民の命を守れるように災害ネットワークのさらなる構築というところをお願いしたいと思います。

次に、防災協定団体含めて災害対策について、今後の町の方針というのを伺いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害対策の強化についてのご質問です。

昨年1月の能登半島地震をはじめ、8月の日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表など、全国各地で大規模な災害が発生しております。

こうした中、自治体では大規模な災害の場合には、町内だけでは対応し切れないことも想定されるため、民間企業や団体との協定締結等による応援体制の強化や、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、自らの命は自ら守るため、平常時から災害に対する備えの心がけ、災害発生時の対応等の防災知識のより一層の普及・啓発が求められているところでございます。

先ほども述べましたが、現在、斑鳩町では災害応援協定を締結している団体との連携を図るため、町防災訓練や法隆寺で実施する防災訓練の際に出展等をお願いし、この機会を通して顔の見える関係の構築に努めております。

また、自主防災組織、防災士の皆さんとの連携や令和5年度から実施している、楽しく防災を学べるイベントなどの開催等を通じて、住民の防災意識の向上と地域の自助・

共助の醸成に努めているところでございます。

今後も引き続き、災害応援協定を締結する団体との連携強化、住民の防災意識の向上を目的として様々な訓練などを実施し、平常時から顔の見える関係の構築などに努め災害対策の強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。引き続き、ぜひとも災害は起こらないほうがいいんですけどやっていただいて、町民に安心を与えていただきたいなというところでは。

しかし実際のところ、やはり経験したことがない、避難したことがないという方がほとんどだと思います。頭では分かっているけど実際に被災した際にこういった行動を取っていか分らないということばかりだと思います。

ここからはあくまでも提案なんですけども、実際に避難所生活、先ほど同僚議員からもあったんですけども、避難所生活の体験というところの訓練というのを実際に入れてみることによって、実際、被災したときに何が必要なのかという防災意識の向上にもつながりますし、行政側としての対応が、どういったことが不十分で何が必要なのかというところも見えてくると思います。そういった訓練も通常の災害訓練にプラスして行っていただいてはどうかというところで、今回は一歩踏み込んだ訓練等を行っていただくことをあくまでも提案というところにとどめておいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、町独自の観光についての質問に移りたいと思います。大阪・関西万博の開催というのを常々言ってまいりましたが、斑鳩町にとって観光客を誘致する絶好の機会となります。これを最大限生かし町全体の魅力を発信しながら、観光客の滞在時間を延ばして町内消費を増やすことが求められています。

まず1つ目として、町としてのプランなどについてあればお伺いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 観光客の滞在時間を延ばし地域経済の活性化につなげるための取り組みについてのご質問でございます。

町といたしましても、大阪・関西万博は当町に観光客を誘客する絶好の機会と考えております。この開催期間中には、万博会場内の関西パビリオンでの観光PRの実施や、万博公式ホームページとリンクした観光ポータルサイトにおいて、当町の魅力の紹介や体験コンテンツなどの観光商品の販売を予定しており、当町への誘客促進を図りたいと

考えております。

次に、その他の取り組みといたしまして、この春に町内周遊が可能なシェアサイクルの導入、また、令和7年度には新たな指定管理者による法隆寺iセンターの機能充実や定期的なイベント実施、さらに来年3月には町が誘致したマルシェ宿泊施設の開業を予定しているところでございます。

これらにより移動手段の確保や、まち歩き拠点の整備及び充実を図り、観光客の滞在時間の延長と観光消費の増加を促進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。町として大阪・関西万博を活用した観光PRであったりシェアサイクルの導入、法隆寺iセンターの機能充実、宿泊施設の開業、これは遅れてこのタイミングになったというところなんですけども、観光客の滞在を伸ばして消費を促進するという取り組みを進めていただいていることには非常に重要なかと考えます。

こうした施策は観光振興の大きな一歩ではありますが、他地域の成功事例を見ると、デジタル技術の活用や地元住民との連携による体験型観光の充実がさらなる観光消費の拡大になることが分かります。

例えば、金沢市でデジタルマップやARの技術を駆使した観光案内を導入、観光客がまち歩きをより楽しめる環境を整えております。

また、長野県で奈良井宿では、町全体を宿場町博物館と位置づけて、住民が主体となってガイドツアーを行ったりというところをされています。

こういったところで、町独自の観光PR、SNSの活用であったりデジタルツアーというさらなる強化についてお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） デジタル技術を活用した観光PRに関するご質問でございます。

現在の町の取り組みといたしましてはSNSによる情報発信を行っており、週に数回の頻度でInstagramやXに投稿しております。

その内容は、観光情報だけでなく斑鳩の里の文化や歴史を紹介しており、斑鳩の里の魅力を動画や画像で発信しているところでございます。

この取り組みを始めてから関係ホームページの閲覧数は大幅に増加しており、当町に

関心を持っていただくひとつのきっかけになっているものと考えております。

また、昨年度に実施いたしました法隆寺特別ライトアップ「和のあかりと未来へのひかり」においても、イベント概要の告知やPR動画の掲載などフェイスブックやInstagramによるより視覚的に情報発信を行っております。

参加者を対象に実施したアンケートでは、イベントを知った理由としてSNSが最も多く、イベント内容や客層との親和性が高く効果が大きかったものと判断いたしております。さらに、その他デジタル技術を活用した取り組みでは、史跡藤ノ木古墳文化財体験アプリAR藤ノ木古墳散策を令和6年度から配信しております。

同アプリには古墳のデジタルスタンプラリーなど、現地で楽しみながら学べる機能を備えていることから、アプリで古墳に興味を持っていただき、当町の周遊を楽しんでいただけるものとなっております。

今後につきましては、引き続き、SNSの多様な情報発信の充実を図りながら、観光DXの活用として、次年度以降の法隆寺iセンターの指定管理者から提案のあったデジタルサイネージ導入による観光案内や、スマートフォンで利用できる観光ガイドアプリの開発・研究などに町も積極的に協力しながら、デジタル技術を活用した新たな取り組みの実現に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。町としてSNSを活用した情報発信の充実であったり、藤ノ木古墳のARアプリの配信というところ、さらには今後の観光DXの推進に取り組んでいただくということがご答弁から理解したものといたします。

特に、SNSによるPR効果が実証されている点や、法隆寺の特別ライトアップなど、イベントにおいてSNSを通じた告知が有効だったという結果は、今後の観光政策を進める上で非常に重要なポイントとなってくると思っております。

また、藤ノ木古墳のARアプリを活用したデジタル観光の仕組みは、歴史をより身近に感じていただける工夫としては非常に大切なのかなと思います。

しかしながら、このARアプリもどんどん、どんどん進化をさせていかないといけなかなというふうには考えておりますが、それを発展させて、費用の部分もかかる面もあるんですけども、法隆寺の創建時の姿を再現するARアプリであったり、中宮寺史跡ですね、ああいったところを再現できるARアプリというところの開発を進めていただく、プラス町内の各地を巡るデジタルスタンプラリーというところをさらに強化していただければ、よりよいものになるのではないかなというふうに考えております。

観光客周遊の促進をしっかりとっていただき、ぜひとも検討していただきたいと、そのように考えております。

次の質問に移ります。次に、空き家を活用した観光についてでございます。

空き家を活用したゲストハウスや地域交流スペース、こういったところ、民泊のようなところを改修していくというような整備を進める考え方というのは、今、町として持っているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 空き家を活用した観光施策についてのご質問でございます。

町における空き家等の活用に有効な取り組みといたしまして、創業支援制度の創設による新規店舗の誘致や、法隆寺周辺地区特別用途地区の指定による建築制限の緩和を行っております。

創業支援制度においては、法隆寺周辺地区やＪＲ法隆寺駅から法隆寺周辺までの沿道周辺地区において補助金を増額し、また事務所等に係る賃借料も補助対象にするなど、観光に資する店舗等の充実に努めているところでございます。

この制度の利用者が空き店舗を活用して、創業または新規の事業所を開設された事例が直近５年において８件あり、その出店、内容につきましても、カフェレストランなどの飲食店や和菓子店など、観光客だけでなく地元住民の皆様にもご利用いただけるものとなっております。

また、法隆寺周辺地区特別用途地区においては、閉店した店舗の跡地にホテルや飲食店が新たに開業されるなど、空き店舗等の敷地の活用が進んでおり、現在も跡地利用に関する相談が定期的に町に寄せられていることから、規制緩和の効果が観光に資する店舗等の開設に影響しているものと考えております。

今後につきましても、引き続き、空き家等の活用の観点を踏まえながら、効果的な観光施策の充実や、従来制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） ４番、小城議員。

○４番（小城世督君） ありがとうございます。ご回答のあった創業支援制度の創設であったり、法隆寺周辺地区の特別用途地区の指定による建築規制緩和を通じて、空き家や空き店舗に活用を促進していることというのは今のご答弁で確認いたしました。

直近５年でカフェ、レストラン、和菓子店など新規店舗が８軒であるというところは一定の成果が上がっていることは、非常に今後これを活用していくに当たって心強いも

のかなと考えます。

特に、法隆寺周辺のホテルや飲食店が新規事業というところ、観光客の滞在を伸ばして地域経済の活性化につながる好事例であると考えます。こうした取り組みをさらに発展させるためにも、ここからはあくまでも提案ベースなんですけども、岡山県倉敷市でやっている泊まれる歴史体験施設の導入であったり、斑鳩町であったら、奈良時代の雰囲気再現したゲストハウスであったり、ものづくり体験型観光というところで、写経や和紙づくり、漆器塗りといったところの体験、観光客に向けてできないか。

また、まち歩き観光、休憩の案内拠点としてカフェを併設したそういった特産物を販売したりできるようなところを活用していただきたい。また、ワーケーション、長期滞在型施設としての活用というところで、空き家を改装して企業向けのリモートワークの拠点、こういったところも今後、検討していけるのではないかなと思います。

より多様な観光客を呼び込み、滞在時間を延ばすために、観光体験型の空き家活用や地域住民との交流を促す仕組みの導入が有効的ではないかと考えております。

こういった事例を参考にしながら観光につなげていていただきたいと、そのように考えております。

最後にはなります、最後というか、もうひとつの次の質問といたしまして、町の今後の観光についての展望をお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町の観光誘客への取り組み、今後の展望についてのご質問でございます。

町では近年、これまでの法隆寺中心の観光から、まち歩き観光へ転換するとともに、多くの観光資源を活用し、新しい魅力をアピールすることを基本的な方針として観光施策を推進しております。

先ほどの答弁でも申しあげましたように、来年度は大阪・関西万博が開催され、観光客の増加が見込まれる状況であり、また町においても法隆寺門前での民間力を生かしたまちあるき観光の拠点づくりを進めているところでございます。

特に、夕方から夜間にかけての魅力創出が重要であり、新たな指定管理者と連携して夜間の新規事業を検討・実施しながら、周辺店舗の営業時間の延長を図り町内宿泊の機運を高めていくことが必要であると考えております。

また、このような取り組みと並行して、斑鳩の里の新たな魅力についてSNS等を活用した情報発信を積極的に行い、地域全体に経済効果が波及するような各種事業を効果

的に展開してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、やはりさっきの一般質問でも言っていたんですが、関西万博のときにやはり交通手段、シェアサイクルが導入されるというところで解消される部分があるのかなとは思いますが、やはりその期間だけでも、観光に来ていただいた方が法隆寺であったり観光名所に行きやすいという方法、施策を考えていただきたいと、そのようにも考えております。

観光の施策のさらなる発展というのは、宿泊施設の拡充や体験型観光の強化、地域住民との連携など、引き続き、検討すべき課題もたくさん残されていると思います。

特に、今申しあげました大阪・関西万博を契機として、多くの観光客に斑鳩の町へ観光客を誘致していただいて、町全体の経済効果を最大化するためには、今後、施策の具体化が求められていると考えております。

今、私が考えるのに、観光というのはですね、単に町が魅力を発信するだけでなく、地域の文化や歴史を守り、住民と観光客がともに豊かになれる持続可能なまちづくりというのがひとつの一端であると考えます。

引き続き、斑鳩町ならではの観光施策の充実に向けて取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

ひとつ目は、こどもまんなか社会の推進について質問します。

次世代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

基本法の理念は、ひとつ目、基本的人権が守られ差別されないこと。二つ目、大事に育てられ生活が守られ愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。三つ目、自分に関することに意見を言えたり社会の様々な活動に参加できること。四つ目、意見が尊重され、子どもの今にとって最もよいことが優先して考えられること。五つ目、家庭で育つことが難しい子どもも家庭と同様の環境が確保されること。六つ目、

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること、とあります。

ひとつ目の質問です。次世代は今の子ども、若者が担います。次世代に影響を及ぼす計画には子ども・若者の意見を聞く機会を積極的に設けるべきだと思いますけども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こどもまんなか社会の理念につきましては、令和5年4月に施行されたこども基本法で示され、今年度、斑鳩町で策定作業を進めました、第3次斑鳩町子ども子育て支援事業計画においても、この理念を反映し基本方針1として、子どもの権利と安全が守られるまちを掲げ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で子どもを取り巻く環境を視野に入れ、子どもの権利を尊重するまちづくりを進めていることとしております。

また、斑鳩町では平成29年度に斑鳩町子育て応援宣言を制定し、子どもの育ちを支え子育てを応援するまちづくりを推進する姿勢について明確にして、内外に発信をしております。

議員がお尋ねの子ども・若者の意見を聞く場についてですが、斑鳩町ではこれまでも住民と行政との協働のまちづくりを進めており、各審議会等での委員の公募、また各種アンケート調査の実施などによりまして、住民の皆さんの声を聞く機会を設けております。

特に、子ども議会については、平成8年度から継続的に実施しており、小・中学生が郷土に対する愛着を深めるとともに、行政や議会に関心を持つ機会づくりを狙いとした体験学習の機会とするとともに、次世代を担う子どもたちの提案を受け、実現した施策もございます。

また、第3次斑鳩町子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、令和6年夏には大人向けの子育てタウンミーティングに加え、子ども向けの子育てタウンミーティングを2回開催しました。

町長が就学前児童や小学生、保護者と交流し、子どもの遊び場や多子世帯の支援などについて意見を交わし、子どもたちの声を計画策定に反映できるよう努めました。

さらに本年1月には、各小・中学校から1名の代表者と町長が学校生活や子どもたちの夢などをテーマに話し合う機会として、町にとって新たな気づきを得られる機会となることに加えて、子どもたちにとっても自らの声が町の施策につながるという自己肯定感や自己有用感を高めることを目的として、初めて“新春”「子どもと町長」夢ト

ークを開催しました。

今後も、子どもや若者の権利を尊重するとともに、子ども・若者の意見を聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。次世代を担う子どもや若者が自らの意見を言える機会を積極的に設けて、子どもや若者の意見が尊重される斑鳩町になるよう、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、こども基本法には、「子ども施策の策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子どもや子どもを養育する者、その他関係者の意見を反映するために必要な措置を講じること」と定められています。斑鳩町の対応についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 子ども関連施策に関しまして、子どもや保護者、その他関係者からの意見を反映させることについてのご質問でございます。

第3次斑鳩町子ども子育て支援事業計画策定に向けて、令和6年1月に0歳から5歳までの子どもがいる世帯と、小学生の子どもがいる世帯を対象にニーズ調査を実施し、その調査結果を計画内容に反映させたところです。

また、先ほどの答弁と重複しますが、令和6年7月と8月に子どもを対象とした子育てタウンミーティングを開催し、子どもや保護者の声をお聞きし、計画策定に活用しております。

今後も子ども関連の政策の実施等に当たっては、子どもや保護者の皆さんのご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。今後とも継続的に子どもや保護者の皆さんの意見をお聞きする体制を進めていくようお願いいたします。

次に、斑鳩町は平成29年に子育て応援宣言を制定され、この町で子どもを産み育てたい、産みたい、育てたい、そしていつまでもこの町で暮らしたいと誰もが実感できるまちを目指して応援することとしました。

こども基本法には、「地方自治体は国や県の子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するように努めるものとする」とあります。

奈良県は令和6年10月にこどもまんなか未来戦略を策定されています。

斑鳩町は奈良県の計画を勘案し、子どもの基本理念を宣言する町として子ども計画を

策定すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 市町村子ども計画策定について、お答えいたします。

2月14日の厚生常任委員会において、第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画案について報告申しあげました内容と重複いたしますが、令和7年度から5年間の斑鳩町子ども・子育て支援事業計画は、こども基本法に基づく市町村子ども計画を含むものとして策定しております。

こども基本法第10条において、市町村子ども計画は、他の法令の規定により市町村が作成する計画であって、子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるものと定められております。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が必ず策定することが定められていることから、斑鳩町においては、第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画に、子ども計画に含み一体のものとして策定したものです。

計画では、こども基本法の理念や奈良県こどもまんなか未来戦略の理念を反映し、計画の基本方針に子どもの権利と安全が守られるまちを新設し、かつ、基本方針の1番目として位置づけております。

さらに1番目の施策として、子どもが権利の主体であることの社会全体での共有を掲げ、こどもまんなかアクションの周知を新規事業として定めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画を子ども、保護者、住民、事業者など多くの方に周知し連携して、さらに一層のこどもまんなかの斑鳩町になるようお願いいたします。

二つ目の質問です。二つ目は、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりについて質問します。

国が発表した2020年の国勢調査によると、65歳以上の高齢者単身世帯が全世帯の13.2%で、7.6世帯のうち1世帯が高齢者単身世帯です。未婚者も増えてきており、ひとり暮らし高齢者が増えていくと言われています。2050年には4.8世帯のうち1世帯が高齢者単身世帯になると推計されています。

警察庁は、令和6年1月から6月までの半年間のうちに、自宅で孤独死したひとり暮らし高齢者は約2万8千人あったと発表されています。ひとり暮らし高齢者が孤独死への懸念から、住まいを探すハードルが高くなっています。ひとり暮らし高齢者の見守り

や、ひとり暮らし高齢者が生きがいを持って、安心して暮らしていける仕組みが必要と思います。

ひとつ目の質問です。斑鳩町の65歳以上の人数と65歳以上のひとり暮らし高齢者の人数をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 斑鳩町の65歳以上の人数と65歳以上のひとり暮らし高齢者の人数についてのご質問でございます。

令和7年1月末現在における、斑鳩町の65歳以上の住民基本台帳人口上の人数は、8,635人であります。またひとり暮らし高齢者の人数は、国勢調査において把握している数字となりますが、直前の国勢調査である令和2年調査では1,331人となっております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町の令和2年の世帯数は約1万2千世帯でありますので、斑鳩町では全世帯の1割以上の方が65歳以上ひとり暮らしの世帯になっております。

ひとり暮らし高齢者が安心して暮らしていくには、電気・ガス・水道・郵便・新聞・配送などの事業者と連携した見守りのネットワークの整備、ボランティアや住民による見守り活動など、困っているときに素早く対応できる仕組みが必要と思います。

斑鳩町の取り組みと今後の対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 事業者等との連携による見守りネットワークの整備における斑鳩町の取り組みについてのご質問でございます。

まず水道につきましては、現時点において斑鳩町が給水しておりますので、利用量の著しい変化がある場合や利用者と連絡がつかない場合などは、担当課と連携し関係親族等への連絡を行っているところでございます。

また郵便につきましては、斑鳩町では、令和4年7月に日本郵便株式会社と包括連携に関する協定を締結しており、安全・安心な暮らしの実現に関することとして、地域見守り活動の協力を担っていただいているところでございます。

その他の民間事業者における見守りネットワークは具体的な事業を実施しておりませんが、民間事業者だけでなく自治会や老人福祉会及び民生委員など、地域においても見守り活動を行っていただいておりますので、万が一、連絡が取れないなどの状況になっ

た際には、身寄りのある方は役場で把握している親族等の関係者への連携・伝達を行い、身寄りが無い、または把握していない場合は、警察への情報提供を行っているところでございます。

今後も地域における見守りについて、関係機関との連携を強化し図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民と毎日のように身近に接している新聞や配送などの民間事業者との連携を推し進めていただくとともに、地域住民の見守りを推進する対策を引き続き、よろしくお願いします。

次に、高齢者は病院への入院や通院、介護施設への入所、買物、ごみ出しなど日常生活の支援が必要となっています。斑鳩町の日常生活の支援についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 斑鳩町の日常生活への支援についてのご質問でございます。

斑鳩町では、日常生活を支援するサービスとして移動支援に関するサービス、安否確認を目的とする食事の提供やごみ出し支援ができるサービス、買物などの軽易な家事援助を目的としたサービス等がございます。

まず初めに、移動支援するサービスとして、現在、町におきましてはコミュニティバスの運行、高齢者優待券及び外出支援タクシー助成券の交付等を行っております。

また、斑鳩町社会福祉協議会におきまして、町内の丘陵地にお住まいの方を対象として生き生き号を運行し、店舗等への外出支援を行う高齢者等外出支援事業を実施しております。

安否確認を目的としたサービスは、乳酸菌飲料を配布する愛の訪問サービス事業、栄養バランスの取れた食事を提供する配食サービス事業、ごみを地域の集積場所まで出すことが困難な人に対し、戸別に収集を行う安心サポートごみ収集事業、緊急事態が発生したときに速やかに関係者へお知らせすることができる緊急通報装置設置事業があります。

買物支援につきましては、シルバー人材センターの職員を派遣し、買物も含めた軽易な家事援助を行う軽度生活援助事業や、社会福祉協議会において特定の曜日にスーパーマーケットへの移動支援を行う高齢者等買物支援事業もございます。

また、町内の民間事業者においても買物支援を実施されている事業者があり、その情報を集めた資源集を発行しており、ウェブ上の斑鳩町介護生活をお助けナビでも検索す

ることが可能となっております。

その他のサービスとしまして、令和7年4月1日より、可燃ごみ及び生ごみの戸別収集モデル事業に取り組み、高齢者等に対し支援の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。ひとり暮らしの高齢者が困らないように、一人ひとりに丁寧な対応をよろしくお願いします。

次に、住宅セーフティネット法が制定され、保証人が見つからないなど民間賃貸住宅に入居が困難な高齢者に対して、市町村による居住支援協議会の設置を促進することとなり、住宅と福祉の関係者が連携した、地域における総合的・包括的な住居支援体制の整備を推進することになりました。斑鳩町の対応をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進することについて、奈良県が設置している居住支援協議会に住宅と福祉の担当部局が参画し、情報収集を行っているところでございます。

現時点においては住まいに限定した相談は多くはありませんが、受けた相談に関しては関係部局と連携しながら対応しているところでございます。

また、高齢者関係ではありませんが、現在、障害者支援の一環で、西和7町の行政及び民間の関係団体で、西和7町障害者等支援協議会を設置しており、その中の専門部会である「くらし部会」では不動産の関係者もメンバーとなり、要配慮者における居住支援についての協議も行っており、不動産業者回り、合理的配慮や居住支援に関する周知を行っているところでございます。

今後、高齢者の居住支援体制の整備につきましては、広域で取り組む必要があることから、周辺市町村と連携を図り、既存の会議体等を活用しながら検討していきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。高齢者は居住の確保に大変ご苦労していると思います。不動産業者と連携して、高齢者の住居確保を支援する体制のご検討、よろしくお願いします。

次に、内閣府高齢者の経済生活に関する意識調査、平成23年によると、60歳以上のひとり暮らし高齢者の電話やメールを含む会話頻度調査で、2日から3日に1回以下

の方は男性で28.8%、女性は22.0%で、人との交流が少ない人や頼れる人がいない人が多いと報告されています。

令和6年4月1日施行の孤独・孤立対策推進法では、支援を必要とする方を早期に把握、支援につなげられるよう、市町村を中心に関係機関などで構成する協議会を設置することが求められています。斑鳩町の取り組みと今後の対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 高齢者における孤独・孤立対策に関する質問でございます。

高齢者における孤独・孤立の問題については、高齢者の社会参加を促せるように、地域包括支援センター等では、介護予防事業の実施や地域における諸活動の場等の情報提供を行い参加周知を行っており、必要に応じて訪問を行い状況把握に努めております。

また、社会福祉協議会では、見守りの目を強化できるようにつなぎりワーカー養成講座を実施しております。地域においては、自治会、福祉会、及び民生委員などの見守り活動や居場所づくりが実施されているところでございます。

孤独・孤立対策の支援が必要な人の把握支援については、独立した孤独・孤立対策地域協議会は設置しておりませんが、国において既存の活用できる会議体と示しております介護保険における地域ケア会議や生活支援体制整備推進協議会など、既存の会議体を活用しながら、高齢者の孤独・孤立対策については包括的な支援が行えるように、引き続き、協議検討を行っていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。高齢者が生きがいを持って安心して暮らしていけるよう、生活支援や見守り体制を充実させるとともに、高齢者のフレイル、運動不足の解消など、高齢者が孤立しない対策も引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、三つ目の質問でございます。町民の声を反映したJR法隆寺駅南側地区のまちづくりについて質問します。

JR法隆寺駅南側地区は令和5年12月に西和医療センターの移設、再整備の候補地として決定され、令和13年開院を目指して計画が進められる予定となっています。

斑鳩町は西和医療センターの整備と併せて、JR法隆寺駅南側地区に都市機能を集約し、新たなまちの拠点とすることを目指し、相乗効果を発揮すべく一体的な整備に向けて検討することとしています。

JR法隆寺駅南側地区の整備は斑鳩町の都市機能が大きく変わり、これからの斑鳩町の発展に大きく寄与することになります。

まずひとつ目の質問ですけれども、ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりは、西和医療センターの開院と併せまして、令和１３年の完成を目指して進めております。

ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりについて、どのようなまちを目指すのか、基本的な考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） ＪＲ法隆寺駅南側地区におけるまちづくりの基本的な考え方についてのご質問でございます。

ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりにつきましては、現在、ＪＲ法隆寺駅南側地区基本計画の策定を進めております。基本計画策定においては、第５次総合計画や都市計画マスタープランまち・ひと・しごと創生総合戦略などの上位計画や、奈良県とのまちづくり連携協定に基づくまちづくり基本構想に加えて、令和５年１２月に新西和医療センターの移転整備候補地がＪＲ法隆寺駅南側区域に決定いたしましたことから、病院との相乗効果が発揮された一体的なまちづくりについて検討を進めております。

基本計画の内容といたしましては、当該地の現状と課題を整理しコンセプトなどの基本的な方針を定め、導入機能の可能性の整理、配置パターン等について検討し、その検討内容を取りまとめるものとなっておりますので、ＪＲ法隆寺駅南側地区基本計画の案がまとまりましたら、担当常任委員会にて報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） ２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町の玄関にふさわしい、みんなが集えるまちになるようお願いいたします。

次に、ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりに要する費用について、国・県の補助金予定額と、斑鳩町施設及びＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりに伴う収支の見込みについてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりに要する費用についてのご質問でございます。

先ほど、ご説明いたしましたＪＲ法隆寺駅南側地区基本計画の策定後に事業者の募集を行うための事業手法やスケジュール、公共施設を建設する場合での設計、建築業務や管理運営に関する条件などを示す実施方針を策定してまいります。

この実施方針の作成に向けた事前作業として、民間事業者の活力を導入した場合を想

定したコスト縮減要素や官民分担内容の確認なども行い、複数の事業パターンについて比較検討をいたします。

この段階でそれぞれの案について国・県等の助成制度の調査研究や町の直接的な収入見込みなどの算出など概算事業費の確認は行いますが、詳細な事業費用につきましては実施方針を作成した中で明確にしていまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。国や県などの助成支援、民間活力を導入しまして、斑鳩町財政負担のかからないようによろしくお願いします。

次に、JR法隆寺駅南側地区はこれから末永く斑鳩町の町の中心のひとつとして発展していく場所と思います。

子どもたちの将来世代のまちを形づくる、決めるものでありますので、大人の世代だけでなく次世代のためにも責任を持ってバトンタッチのできる心豊かなまちにしていくには、計画をつくる早い段階から子どもを含め多様な住民の声を聞く場や意見を反映することができることが重要と思います。

将来の斑鳩町を担う園児・小・中学生のまちづくりへのアイデアや思い、町民から意見や要望を聞くことなど、広く町民の声を反映した町民参加のJR法隆寺駅南側地区のまちづくりを推進すべきと思いますけれども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 広く町民の皆様の声を反映した町民参加のまちづくりについてのご質問でございます。

JR法隆寺駅南側地区のまちづくりにつきまして、今年度、事業地の有効活用を検討するに当たり民間事業者から広く意見や提案を求めるサウンディング調査を実施し、現在その調査結果も参考に、先ほど、ご説明いたしました基本計画の策定を進めているところでございます。

今後におきましては、基本計画案の内容を踏まえ、地域住民の皆様や関係団体だけでなく多方面からのご意見をいただき、また、現在、取りまとめされております第5次総合計画後期基本計画に関する住民意識調査の結果も確認し、JR法隆寺駅南側地区のまちづくりを推進していまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。将来を担う子ども、住民の意見をしっかり

りと聞き、住民の意見や要望を反映したまちづくりをお願いいたします。

次に、四つ目の質問です。学校図書館の読書環境の整備について質問します。

スマートフォンやSNSの普及で紙の活字に触れる機会が減り続けています。地域書店が減少し、書店がひとつもない無書店自治体が全自治体の27.7%であり、奈良県は市町村の51.3%が無書店で、全国下位から3番目です。斑鳩町も無書店自治体となっています。

このような状況の中で、活字に触れる機会を増やすためには図書館の充実が必要と思います。

また、文化庁の調査では、16歳以上で1か月に本を1冊も読まない人が6割を超えています。読書には思考力や表現力を育成する効果があると言われています。子どもたちに活字に触れる機会を増やし本の魅力などを知ってもらうために、学校図書館の読書環境の整備を進めていただきたいと思います。

ひとつ目の質問です。文部科学省は令和4年度から令和8年度の5年間を期間とする第6次学校図書館図書整備等5か年計画を策定しました。その中で、学校図書館に整備すべき蔵書の標準を決めています。また、図書の廃棄更新を進めるため、選定基準、廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い換えることを促進しています。

斑鳩町の学校図書館の蔵書について、蔵書基準との比較・対比、図書の選定基準、廃棄基準の策定状況と今後の計画をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校図書館における蔵書標準との対比及び図書の選定基準、廃棄基準の策定状況に関するご質問でございます。

議員がおっしゃいますように、文部科学省におきまして平成5年3月に学校図書館図書標準が策定をされまして、また第6次学校図書館図書整備等5か年計画において令和4年度からの5年間で全ての小・中学校でこの学校図書館図書標準の達成を目指すことが掲げられたところでございます。

令和5年度末時点での本町の小・中学校における図書の蔵書冊数と蔵書標準との対比でございます。

斑鳩小学校では、標準冊数1万2,560冊に対し蔵書冊数は1万2,336冊で、標準冊数に対し224冊の不足となっております。

斑鳩西小学校では、標準冊数1万760冊に対し蔵書冊数は1万1,667冊で、標準冊数に対し907冊上回っております。

斑鳩東小学校では、標準冊数１万１，１６０冊に対し蔵書冊数は１万１，６７８冊で、標準冊数に対し５１８冊上回っております。

斑鳩中学校では、標準冊数１万３，１２０冊に対し蔵書冊数は１万５，７４２冊で、標準冊数に対し２，６２２冊上回っております。

斑鳩南中学校では、標準冊数１万１，６８０冊に対し蔵書冊数は１万２，９２２冊で、標準冊数に対し１，２４２冊を上回っております。

続きまして、町立小学校における図書の選定基準、廃棄基準の策定状況についてでございます。

現時点において、各小・中学校独自の図書の選定基準、廃棄基準の策定は行っておりませんが、公益社団法人全国学校図書館協議会が定める選定基準、廃棄基準に基づきまして、学校司書が図書の選定・廃棄を行っております。

さらに選定におきましては、各教職員からの学習に必要な資料の要望、教科書で紹介されている図書、また児童・生徒の希望なども取り入れながら図書の選定を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。蔵書の充実、廃棄更新の確実な実施を進めるとともに、児童・生徒の希望も取り入れ、図書に親しむ環境整備をよろしく願います。

次に、選挙年齢の１８歳以上への引下げや、成年年齢の１８歳への引下げに伴い、児童・生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性から、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を目標として、小学校で２紙、中学校で３紙の新聞の配備を図ることとされています。

学校への新聞紙配備について、斑鳩町の状況と今後の計画をお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君）　学校への新聞紙配備についての本町の現状と今後の計画に関するご質問でございます。

本町の小・中学校における新聞の配備状況についてでございますが、斑鳩小学校において１紙のみの配備となっており、他の小・中学校では現時点におきましては配備を行っていない状況となっております。

新聞は読解力の向上、情報活用能力の育成のほか、社会への興味関心を喚起するものとして様々な出来事を自分事として捉えさせ、社会に主体的に関わろうとする態度を育

てるほか、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に探求することや、主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を身につけることに資することとされております。

こうしたことから、本町といたしましても今後、町立小・中学校の学校図書館への新聞の配備につきまして検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。新聞紙の社会への興味や関心を広げる機会として、新聞紙の配備、よろしくお願いします。

次に、学校図書館の日常の運営管理や学校図書館を活用した教育活動の支援を行う専門的な知識・技能を持った学校司書の配置について、文部科学省は令和8年度目標として1.3校に1名配置とし、将来的には1校に1人の学校司書の配置を目標としています。文部科学省の調査では、学校司書の37.4%が複数校を兼務しております。

斑鳩町の現状と、今後の計画をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校司書の配置状況に関する現状、また今後の計画についてのご質問でございます。

本町の学校司書につきましては、司書の資格を有する者を町の会計年度任用職員として任用いたしまして、小学校3校で1名、中学校2校で1名の合計2名を配置しております。

学校図書館に常駐する学校司書を配置いたしますことにより、図書の整備が行き届くようになりますとともに、学習に必要な資料の準備、時事問題、行事に関連した図書の展示、図書だよりの発行など、学習と連携した細やかな対応も可能となっております。

こうしたことから、本町といたしましては司書の各校での単独配置につきましては、業務量や業務状況等を勘案しながら検討を行いますとともに、今後も専門性を有する学校司書の配置につきましては、継続して行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。児童・生徒が本に触れる機会を増やすために、ぜひ学校司書の配置をご検討くださるようお願いいたします。

次に、児童・生徒が本に触れる機会が増加して、本の魅力などを知ってもらうための斑鳩町の運営や今後の計画についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 児童や生徒が本に触れる機会の増加、本の魅力などを知ってもらうための本町の学校図書館の運営等に関するご質問でございます。

読書活動は言葉を学ぶとともに感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものでございます。

こうした中、本町では国や県の動向とも整合を図りながら、5年ごとに斑鳩町子ども読書活動推進計画を作成をいたしまして、子どもが読書に親しむための機会の提供、環境の整備と充実、読書活動の啓発と推進体制の整備を地域・学校・図書館が一体となって推し進めており、本計画に基づき町立図書館の図書を各学校へ貸出しを行うほか、図書館から学校へお話訪問を行うなど、子どもたちが身近に本に触れる機会を増やす取り組みを行っております。

また、学校におきましては、児童・生徒の要望に応じた図書の購入や図書ボランティアによる読み聞かせ、朝の時間を活用した読書活動を行うほか、図書委員によるお勧めの本の紹介、学級文庫の充実などに努めております。

さらに、町立図書館の事業といたしまして、幼少期から本と触れ合う様々な事業を実施いたしますとともに、小学校五、六年生を対象に、斑鳩町こども司書を養成する講座の開催や、この斑鳩町こども司書に認定された子どもたちで構成をいたします、斑鳩町こども司書クラブを通じまして、読書の楽しさを周りの人たちに広める様々な活動を行っております。

今後も図書ボランティアなど地域の方々のお力もお借りをしながら、町全体として子どもたちが本に触れる機会を増やし、読書に親しむ機会の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） スマートフォンやSNSの普及で児童・生徒が活字に触れる機会が減少しています。学校図書館を充実することで活字に触れる活字離れを解消し、児童・生徒が本に親しみを感じていただくよう、より一層、学校図書館の読書環境の整備をお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした

(午前 11 時 40 分 延会)